

令和6年8月19日
沖 縄 県

沖縄県国土強靱化地域計画（変更）概要

第1 国土強靱化基本計画との調和を保つための変更

国が定める国土強靱化基本計画が令和5年7月28日の閣議決定によって変更されたことを受け、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第14条により、同基本計画との調和を保つために必要となる変更

- 1 「地域強靱化を推進する上での基本的な方針」を「地域強靱化を推進する上での展開方向」とすること（第2章3関係）
- 2 8つの「事前に備えるべき目標」及び35の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を、それぞれ6つの目標と27のリスクシナリオに再編すること（第3章1(2)関係）
- 3 施策分野として新たに4つの「横断的分野」設けること（第3章1(4)関係）
- 4 その他所要の変更をすること

第2 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画及び新・沖縄21世紀ビジョン実施計画（前期）との整合を図るための変更

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画及び同実施計画（前期）が令和4年に策定されたことを受け、同基本計画及び同実施計画のうち防災の部分との整合を図るための変更

- 1 脆弱性の評価結果及び評価結果のポイントを見直すこと（第3章2、3及び4関係）
- 2 地域強靱化の推進方針を見直すこと（第4章関係）
- 3 その他所要の変更をすること